

【文教科科学委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願51種類285件のうち、4種類58件を採択した。

〔法律案の審査〕

学校教育法の一部を改正する法律案は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、認可が必要とされている大学の学部の設置等について、一定の場合には届出で足りることとするとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、本会議において、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案と一括して議題とされ、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取、法務委員会との連合審査会を行うとともに、大学院における法曹養成の必要性と法学部の在り方、法科大学院の質の担保策、認証評価の義務化の理由及び認証評価と資源配分の関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議が付された。

放送大学学園法案は、放送大学の設置主体を、特殊法人から学校法人に転換しようとするものである。日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案は、事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入しようとするものである。独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案は、いずれも特殊法人を解散し、独立行政法人を設立しようとするものであり、このうち、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案は、特殊法人の宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び大学共同利用機関の宇宙科学研究所を統合し、独立行政法人を設立するものである。

これらの8法律案については、本会議において、特殊法人等改革関連の38法律案と一括して議題とされ、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、これらの8法律案の審査に資するため、視察を行うとともに、8法律案を一括して議題とし、特殊法人改革の理念、独立行政法人化の効果、効率化に馴染まない分野でのコスト削減の在り方等について質疑が行われ、討論の後、8法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、8法律案に対して、8項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月7日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、教育基本法の見直し、構造改革特別区域に係る教育関係施策、義務教育費国庫負担制度の見直し、公立学校施設の耐震化、新学習指導要領の実施による学校の変化、「国立大学法人」の位置付け等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育基本法の見直しに関する件、構造改革特別区域に係る教育関係施策に関する件、義務教育費国庫負担制度の見直しに関する件、公立学校施設の耐震化に関する件、新学習指導要領の実施による学校の変化に関する件、「国立大学法人」の位置付けに関する件等について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月14日（木）（第3回）

- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について法務委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第5回）

- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾学事顧問・日本私立学校振興・共済事業団理事長鳥居泰彦君、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長伊藤文雄君及び国立教育政策研究所名誉所員・国立学校財務センター名誉教授市川昭午君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成14年11月21日(木)

法務委員会、文教科学委員会連合審査会(第1回)
(法務委員会を参照)

○平成14年11月26日(火)(第6回)

○放送大学学園法案(閣法第20号)(衆議院送付)

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(閣法第22号)(衆議院送付)

独立行政法人日本芸術文化振興会法案(閣法第23号)(衆議院送付)

独立行政法人科学技術振興機構法案(閣法第24号)(衆議院送付)

独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第25号)(衆議院送付)

独立行政法人理化学研究所法案(閣法第26号)(衆議院送付)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(閣法第27号)(衆議院送付)

以上8案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日(火)(第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○放送大学学園法案(閣法第20号)(衆議院送付)

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(閣法第22号)(衆議院送付)

独立行政法人日本芸術文化振興会法案(閣法第23号)(衆議院送付)

独立行政法人科学技術振興機構法案(閣法第24号)(衆議院送付)

独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第25号)(衆議院送付)

独立行政法人理化学研究所法案(閣法第26号)(衆議院送付)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(閣法第27号)(衆議院送付)

以上8案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、大野文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日(木)(第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○放送大学学園法案(閣法第20号)(衆議院送付)

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(閣法第22号)(衆議院送付)

独立行政法人日本芸術文化振興会法案(閣法第23号)(衆議院送付)

独立行政法人科学技術振興機構法案(閣法第24号)(衆議院送付)

独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第25号)(衆議院送付)

独立行政法人理化学研究所法案（閣法第26号）（衆議院送付）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（閣法第27号）（衆議院送付）

以上8案について遠山文部科学大臣、渡海文部科学副大臣、河村文部科学副大臣、大野文部科学大臣政務官、佐藤防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- | | | |
|----------|------|----------|
| （閣法第20号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第21号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |
| （閣法第22号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第23号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第24号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |
| （閣法第25号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |
| （閣法第26号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第27号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |

なお、8案について附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第9回）

- 請願第209号外57件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第97号外226件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 公立又は私立の大学等に係る認可事項の見直し
 - (1) 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学（以下「公立又は私立の大学等」という。）を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない学部を設置等を行う場合には、認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることとすること。
 - (2) 文部科学大臣は、届出が法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を採るべきことを命ずることができることとすること。
- 2 法令違反状態の大学等の改善
 - (1) 文部科学大臣は、公立又は私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができることとすること。
 - (2) 文部科学大臣は、勧告によってもなお状況が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命じ、なお改善されない場合には、勧告に係る組織の廃止を命ずることができることとすること。
 - (3) 文部科学大臣は、勧告、変更命令又は組織の廃止命令をなすために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 専門職大学院制度の創設
 - (1) 大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確にするとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とすること。
 - (2) 大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- 4 認証評価制度の創設
 - (1) 大学は、当該大学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
 - (2) 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育研究の状況について、定期的に、認証評価を受けるものとする。
 - (3) 文部科学大臣の認証は、申請により行うものとし、申請の内容が、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること等一定の要件に適合しているときは、認証するものとする。
 - (4) 認証評価機関は、評価結果の大学への通知及び公表等を行うとともに、一定の事項の変更又は業務の休止若しくは廃止について、あらかじめ、文部科学大臣に届け出るものとする。

(5) 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施の確保のため、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとするとともに、認証評価機関が法令で定める一定の要件に適合しなくなったと認めるとき等は、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、なお改善されないときは、その認証を取り消すことができることとすること。

(6) 認証評価に係る規定は、高等専門学校に準用すること。

5 審議会等への諮問

(1) 文部科学大臣は、法令の規定に違反していると認められる公立又は私立の大学等に対し命令等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととすること。

(2) 文部科学大臣は、評価機関の認証等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととすること。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成15年4月1日から施行すること。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行すること。

(2) この法律施行の際現にされている認可の申請であって、改正後の学校教育法の規定に基づき届出に該当するものは、改正後の同法の規定によりされた届出とみなすこととすること。

(3) 学校教育法の改正に伴い、私立学校法及び税理士法の一部を改正すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 今後、大学の教育研究の質的向上については、大学関係者の自主的・自律的な取組が一層求められることにかんがみ、大学関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくこと。また、大学・大学院の教育研究機能の改善・充実に一層努めること。

2 大学の法令違反状態が生じないよう努めるとともに、大学における違法状態の是正措置を講じるに当たっては、その基準を明確にし、公正性、妥当性及び透明性の確保に努めること。

3 認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性のある評価を確保するとともに、すべての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるよう努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと。

4 認証評価結果の公表等大学に係る情報公開については、大学に求められる公共性にかんがみ、これに積極的に取り組むこと。

5 専門職大学院については、社会の変化に対応して求められる多様な分野における高度で専門的な知識と能力を有する人材が育成されるよう十分配慮すること。その設置・運営に当たっては、必要な財政的支援や大学の自主性・自律性が確保されるよう努めること。また、多くの者がその機会を得られるよう、奨学金等の支援制度の充実に努めること。右決議する。

放送大学学園法案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、放送大学学園法の全部を改正し、放送大学の設置主体について、従来の特殊法人から学校法人への転換を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 放送大学学園

(1) 目的

放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。）とすること。

(2) 業務

放送大学学園は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 放送大学を設置し、これを運営すること。
- ② 放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。
- ③ ①及び②に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 役員の欠格条項

国家公務員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）等、放送大学学園の役員となることができない者を定めること。

(4) 補助金

国は、予算の範囲内において、放送大学学園の業務に要する経費について補助することができるものとする。

(5) 事業計画等

- ① 放送大学学園は、事業計画、借入金及び重要な財産の譲渡等に関し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- ② 放送大学学園は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届け出なければならないものとする。

(6) 私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例

放送大学学園の職員に係る私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例を定めること。

2 雑則

(1) 解散等

放送大学学園の解散等につき所要の規定を定めるとともに、放送大学学園が解散した場合の残余財産の帰属について所要の規定を定めること。

(2) 主務大臣及び主務省令

主務大臣は文部科学大臣及び総務大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

(3) 教育基本法の準用

教育基本法第9条第2項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用するものとする。

3 附則

- (1) この法律は、附則の一部を除き、平成15年10月1日から施行すること。
- (2) 放送大学学園の設立に関し、所要の規定を定めること。
- (3) この法律の施行の際現に存する放送大学学園は、この法律の規定による放送大学学園の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、国が承継する資産を除き、放送大学学園が承継すること等、承継に関する所要の規定を設けること。
- (4) その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと。

【放送大学学園法案等 8 法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
 - 2 独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
 - 3 独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員を選任についても同様とすること。
 - 4 独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役員報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
 - 5 独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
 - 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
 - 7 放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。
 - 8 学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。
- 右決議する。

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入することに関し、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 文部科学省の独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法に定めるもののほか、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。
- 2 役員として、理事長1人、理事9人以内及び監事2人以内を置くものとする。
- 3 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命するものとする。
 - (1) 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の業務に関して高度な知識及び経験を有する者
 - (2) (1)に掲げる者のほか、事業団の業務を適切かつ効率的に運営することができる者
- 4 理事は、3の(1)又は(2)に掲げる者のうちから、理事長が任命するものとする。
- 5 理事長は、理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。
- 6 文部科学大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合で、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができるものとする。
- 7 理事長は、理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。
- 8 事業団は、第23条第1項及び第2項の規定により行う業務のほか、政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（同条第1項第2号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対して、資金の貸し付けを行うことができるものとする。
- 9 文部科学大臣は、助成業務方法書の変更に係る認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。また、事業団は、助成業務方法書の変更に係る文部科学大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならないものとする。
- 10 助成業務の中期目標、中期計画、年度計画及び評価等について、独立行政法人通則法の関係規定を準用するものとする。
- 11 事業団の毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画の作成並びにこれらに係る文部科学大臣の認可については、共済業務に限るものとする。
- 12 事業団の財務諸表の構成を独立行政法人と同様のものとするとともに、文部科学大臣は、助成業務に係る財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものとする。
- 13 事業団の会計は、原則として企業会計原則によるものとする。

- 14 事業団は、中期目標の期間の最後の事業年度において、助成業務に係る経理の勘定に、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
- 15 助成業務に必要な費用に充てるための短期借入金については、中期計画で定める限度額の範囲内で行うものとする等独立行政法人の場合と同様の要件を付すものとする。
- 16 文部科学大臣は、短期借入金及び長期借入金の借入れ並びに私学振興債券の発行に係る認可並びに長期借入金及び私学振興債券の償還計画に係る認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くものとする。
- 17 役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を反映させること等について、独立行政法人通則法の関係規定を準用するものとする。
- 18 事業団に対する文部科学大臣の監督は、共済業務に係るものに限るものとする。
- 19 事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る違法行為の是正について、独立行政法人通則法の関係規定を準用するものとする。
- 20 この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。ただし、最初の中期目標の策定等に係る評価委員会からの意見聴取等に関する規定については、公布の日から施行するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本体育・学校健康センターを解散して独立行政法人日本スポーツ振興センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとすること。
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすること。
- 3 センターの資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府はセンターに追加して出資することができるものとする。
- 4 センターに、役員として、その長である理事長、監事2人及びスポーツ振興投票等業務を担当する理事1人を置き、ほかに理事3人以内を置くことができるものとする。
- 5 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。

- 6 センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 7 センターは、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
 - (1) その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。
 - (2) スポーツ団体が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
 - ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
 - (3) 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - (4) 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - (5) スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を行うこと。
 - (6) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を行うこと。
 - (7) スポーツ及び学校安全その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。
 - (8) (7)の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。
 - (9) (1)から(8)の業務に附帯する業務を行うこと。
 - (10) センターは、業務の遂行に支障のない範囲内で、(1)の施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。
- 8 文部科学大臣は、スポーツ振興投票等業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要な命令をすることができるものとする。
- 9 センターは、通則法第31条の規定にかかわらず、毎事業年度、スポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 10 センターは、スポーツ振興投票等業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をするすることができるものとする。
- 11 センターは、7の(2)から(4)までの業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金を設けること。
- 12 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とするものとする。
- 13 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
- 14 センターは、平成18年3月31日までの日で政令で定める日までの間、学校給食用物資の供給に関する業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本芸術文化振興会法案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本芸術文化振興会を解散して独立行政法人日本芸術文化振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とすること。
- 2 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（8において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（8において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とすること。
- 3 振興会の資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができることとし、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 4 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。
- 5 理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とすること。
- 6 振興会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 7 振興会に、評議員会を置くとともに、評議員会の構成及び所掌並びに評議員の任命、任期及び解任について所要の規定を設けること。
- 8 振興会は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
 - (1) 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動
 - (2) 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。
 - (3) その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。
 - (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利

- 用に供すること。
- (5) (2)の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- (7) 振興会は、(1)から(6)までの業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、(2)の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。
- 9 振興会は、8の(1)の業務及びこれに附帯する(6)の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金を設けるものとする。
- 10 主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。
- 11 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人科学技術振興機構法案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、科学技術振興事業団を解散して独立行政法人科学技術振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）とすること。

2 機構の目的

機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とすること。

3 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、理事4人以内を置くことができるものとする。
- (2) 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- (3) 機構の役員及び職員は、4の(1)から(4)まで、(6)及び(7)に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。

4 業務の範囲

機構は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- (1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (2) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (4) 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- (5) 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- (6) 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務
- (7) (5)及び(6)に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。
- (8) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- (9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。

5 区分経理

機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。

6 利益及び損失の処理の特例等

一般勘定及び文献情報提供勘定において、利益及び損失の処理についてそれぞれ所要の特例等を設けること。

7 関係行政機関の長の協力

関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

8 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

9 附則

- (1) この法律は、附則の一部を除き、公布の日から施行するものとする。
- (2) その他所要の経過措置等を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本学術振興会法案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本学術振興会を解散して独立行政法人日本学術振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とすること。
- 2 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とすること。
- 3 振興会の基本金は、附則の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とすること。
- 4 振興会の資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができることとし、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、理事2人以内を置くことができるものとする。
- 6 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- 7 振興会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 8 振興会に、評議員会を置くものとするとともに、評議員会は、15人以内の評議員で組織するものとし、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議し、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べるができるものとする。
- 9 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命するものとし、評議員の任期は2年とするとともに、理事長は、評議員を解任しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 10 振興会は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
 - (1) 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
 - (2) 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
 - (3) 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
 - (4) 学術の応用に関する研究を行うこと。
 - (5) 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
 - (6) 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。

- (7) (4)及び(6)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - (8) 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
 - (9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 11 文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。
 - 12 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。
 - 13 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
 - 14 その他所要の経過措置等を整備するとともに、関連法令の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人理化学研究所法案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、理化学研究所を解散して独立行政法人理化学研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）とすること。

2 研究所の目的

研究所は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とすること。

3 資本金

- (1) 研究所の資本金は、附則の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とするとともに、研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとし、政府は、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができるものとする。
- (2) 政府は、土地又は建物その他の土地の定着物を出資の目的とすることができるものとし、それらの価額は政令で定める評価委員が評価した価額とすること。

4 役員及び職員

- (1) 研究所に役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、理事5人以内を置くことができるものとする。
- (2) 役員任期
 - イ 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとするこ

と。

ロ 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

ハ 監事の任期は2年とすること。

(3) 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすること。

5 業務の範囲

研究所は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。

(2) (1)の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(3) 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。

(4) 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務を行うこと。

(6) (1)から(5)までの業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条に規定する業務を行うこと。

6 長期借入金

(1) 研究所は、文部科学大臣の認可を受けて、5の(1)若しくは(2)又はこれらに附帯する業務に必要な長期借入金をすることができるものとする。

(2) 研究所は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

(3) 文部科学大臣は、(1)及び(2)の認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

7 主務大臣等

研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

8 附則

(1) この法律は、附則の一部を除き、公布の日から施行すること。

(2) その他所要の経過措置等を整備するとともに、関連法令の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団を解散し、宇宙科学研究所と統合して独立行政法人宇宙航空研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とすること。

2 役員等

(1) 機構に役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、副理事長1人及び理事7人以内を置くことができるものとする。

(2) 役員任期

イ 理事長の任期は、任命の日からその日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

ロ 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

ハ 監事の任期は2年とすること。

(3) 機構の役員及び職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、退職した後も同様とすること。

3 業務の範囲

機構は、1の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

(2) 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

(3) 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

(4) 人工衛星の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

(5) (1)から(4)までの成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び

利用を行う者の利用に供すること。

(7) 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(8) 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

(9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。

4 宇宙開発に関する長期的な計画

主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発等に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならないこととする。

5 学術研究の特性への配慮

文部科学大臣は、中期目標（宇宙科学に関する学術研究等に係る部分に限る。）を定め、又は変更するに当たっては、学術研究の特性への配慮をしなければならないこととする。

6 附則

(1) この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(2) その他所要の経過措置等を整備するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
4	学校教育法の一部を改正する法律案	衆	14. 10.18	14. 11.13	14. 11.21 可決 附帯	14. 11.22 可決	14. 10.29 文部科学	14. 11.8 可決 附帯	14. 11.12 可決
			○14.11.13 参本会議趣旨説明 ○14.10.29 衆本会議趣旨説明						
20	放送大学学園法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
21	日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
22	独立行政法人日本スポーツ振興センター法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
23	独立行政法人日本芸術文化振興会法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
24	独立行政法人科学技術振興機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
25	独立行政法人日本学術振興会法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
26	独立行政法人理化学研究所法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
27	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議